

第75号議案

豊後大野市不妊治療費助成に関する条例の一部改正について

豊後大野市不妊治療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年9月2日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

不妊治療費助成事業の制度改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市不妊治療費助成に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市不妊治療費助成に関する条例（平成 18 年豊後大野市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「不妊症と診断された」を「不妊に悩む」に、「治療行為」を「診療行為」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「開始している」を「開始し、又はしようとする」に改める。

第 4 条第 2 項中「以降の治療」を「以降の不妊治療」に、「3 月 1 日」を「2 月 1 日」に、「同月 31 日」を「3 月 31 日」に、「における治療」を「における不妊治療」に改める。

第 6 条中「3 月 1 日から同月 31 日までの間の治療分」を「2 月 1 日から 3 月 31 日までの間の不妊治療分」に、「4 月末日」を「5 月末日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の豊後大野市不妊治療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける不妊治療から適用し、同日前に受けた不妊治療については、なお従前の例による。